

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件四件 三六三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 三六四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六五
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出について取下げの届出があつた件 三六五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六五
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三六五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三六六

告 示

福島県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 三件、小売業を行う者の代表者の

氏名の変更 七件、小売業を行う者の入店 七件、小売業を行う者の退店 八件）

- 三 変更した年月日
令和八年三月六日ほか
- 四 届出年月日
令和八年八月十四日
- 五 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
仙台ターミナルビル株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
トライアルマート喜久田店 福島県郡山市喜久田町堀之内二番地九ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太
（変更後）株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田 洋幸
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太
（変更後）株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田 洋幸
- 三 変更した年月日
令和八年四月一日
- 四 届出年月日
令和八年八月十七日
- 五 届出をした者
株式会社トライアルカンパニー

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガセントリーライアル郡山八山田店 福島県郡山市富久山町八山田字土布池十一番七ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）スーパースタートライアル郡山八山田店

（変更後）メガセントリーライアル郡山八山田店

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

（変更後）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 洋幸

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

（変更後）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 洋幸

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称 令和四年八月二十四日

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和八年四月一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和八年四月一日

四 届出年月日

令和八年八月十七日

五 届出をした者

株式会社トライアルカンパニー

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースタートライアル南相馬店 福島県南相馬市原町区日の出町百九番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）スーパースタートライアル南相馬原町店

（変更後）スーパースタートライアル南相馬店

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

（変更後）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 洋幸

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

（変更後）株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 洋幸

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称 令和七年十一月十二日

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和八年四月一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和八年四月一日

四 届出年月日

令和八年八月十七日

五 届出をした者

株式会社トライアルカンパニー

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ白河久田野店 福島県白河市久田野城内七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
街並みづくりに係る事項
屋外広告物の設置について、白河市屋外広告物等に関する条例の規定により、屋外
広告物に関する許可申請を行うこと。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四
項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八
年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく
り課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び大熊町ゼロカーボ
ン推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
大熊町原地区商業施設 福島県双葉郡大熊町大字下野上字原六十七ー六十九

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十一号

大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件（令和八年福島県告示第五百八号）
により告示した届出について、次のとおり取下げの届出があつた。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグいわき上荒川店 福島県いわき市平上荒川字桜町四番一

二 取下げの理由
届出内容に変更が生じ、店舗面積の合計が千平方メートル以下になるため。

三 届出年月日
令和八年七月三十一日

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市
東土地改良区から令和八年七月三十日付けで申請のあつた定款の変更について、同年八
月十八日認可した。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第五百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和八年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
中瀬

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する一点から一六点までを順次結んだ線及び一点と一六
点を結んだ線に囲まれた土地の区域
伊達市霊山町石田
字中瀬五四番

一点	北緯三七度四五分三九秒四七二四 東経一四〇度三七分五五秒八一二八
二点	北緯三七度四五分三九秒八五四七 東経一四〇度三七分五七秒三九二八
三点	北緯三七度四五分三九秒二九二四 東経一四〇度三七分五七秒八二六七
四点	北緯三七度四五分三九秒五〇九九 東経一四〇度三七分五八秒九一二
五点	北緯三七度四五分三八秒七七四二 東経一四〇度三八分〇秒二二一七
六点	北緯三七度四五分三九秒二二六六 東経一四〇度三八分一秒一〇一一
七点	北緯三七度四五分三八秒三四五〇 東経一四〇度三八分二秒五〇二五
八点	北緯三七度四五分三八秒四一九四 東経一四〇度三八分二秒七七五七
九点	北緯三七度四五分三七秒二二七七 東経一四〇度三八分三秒七四五四
一〇点	北緯三七度四五分三八秒一七五〇 東経一四〇度三八分五秒〇七六三
字館一一番	北緯三七度四五分三七秒一六三五

字中瀬二番一	一二点	東經一四〇度三十八分六秒一〇五七 北緯三七度四十五分三六秒六七二八
七番一	一三点	東經一四〇度三十八分五秒八六三三 北緯三七度四十五分三三秒九五九五
七番	一四點	東經一四〇度三十八分五秒二二一九 北緯三七度四十五分三五秒九八五三
三一番	一五點	東經一四〇度三十八分二秒七五〇六 北緯三七度四十五分三六秒一三一六
	一六點	東經一四〇度三十八分一秒九六六九 北緯三七度四十五分三八秒〇五五〇
		東經一四〇度三十七分五六秒七六九六 (砂防課)

福島県告示第五百七十四号
福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年八月二十一日次のとおり指定した。
令和八年八月二十八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内 堀 雅 雄 売りさばき所の名称 及び所在地
加藤 研一	福島市黒岩字堂ノ 後八二番地の三	令和八年八月二八日から 令和一三年三月三一日まで	ファミリーマート福 島黒岩店 福島市黒岩字浜井場 一〇番地一七 ファミリーマート福 島大森下町店 福島市大森字下町一 番地 (出納総務課)
加藤 研一	福島市黒岩字堂ノ 後八二番地の三	同	